

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 2

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4
- 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】 5

北九州市告示第 3 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

徳力中山町内会

2 代表者の変更

変更年月日	変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
—	変更前	松本 久	北九州市小倉南区企救丘一丁目 2 5 番 8 号
平成 2 4 年 4 月 1 日	変更後	山下武次	北九州市小倉南区企救丘一丁目 2 7 番 1 9 号
平成 2 5 年 4 月 1 日	変更後	入川哲夫	北九州市小倉南区企救丘一丁目 2 5 番 2 2 号

北九州市告示第 3 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

下横代第 1 自治会

2 区域の変更

変更前後の別	区域
変更前	北九州市小倉南区横代南町五丁目 3 番（ただし、2 3 号を除く。）
変更後	北九州市小倉南区横代東町五丁目 3 番（ただし、2 3 号を除く。）

3 変更年月日

平成 2 9 年 4 月 1 日

北九州市公告第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区大字小森466番1のうち及び466番7のうち	北九州市小倉南区大字呼野1211番地 中村真幸

## 北九州市公告第520号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条第1項の規定により送付された、北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）に係る環境影響評価方法書について、同法第10条第4項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 全般的事項

#### (1) 事業計画の未確定部分について

風力発電設備の仕様、配置等、事業計画の未確定部分が多いことから、これらの未確定部分を可能な限り早期に確定し、調査、予測及び評価に随時適切に反映していくこと。

#### (2) 設備の仕様及び配置の決定について

風力発電設備の仕様及び配置の決定に際しては、動植物への影響や騒音などの環境影響を可能な限り低減させるよう努めること。

### 2 調査・評価手法について

先行事例の知見や最新の知見などを踏まえ、事業の実施に伴う環境影響を可能な限り把握するよう努めること。具体的には、鳥類に係る環境影響評価における鳥類調査については、事業実施区域内における鳥類の分布状況や飛翔する経路が、鳥類の種や季節、時間帯、天候等により異なることに留意し、船舶トランセクト調査等、適切な手法を採用することを検討すること。

また、反響等を含む水中騒音による影響や、藻場に生息する動植物に対する影響についても精査すること。

### 3 集合設置による影響について

事業実施区域となる海域周辺への設備の集合設置による潮流等の変化を通じた動植物への影響の有無について、国内外の先行事例等を踏まえ検討すること。

### 4 引用文献について

鳥類調査結果などの既存文献の引用に際しては、既存文献の調査の前提となる諸要件を十分に精査し、前提となる諸要件が同一の結果を担保し得ない程度に異なる項目については、追加での調査を検討すること。